

えりも町立えりも小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

えりも小学校では、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という認識のもと、すべての児童が安全で安心な学校生活を送ることができるよう取り組みます。

いじめは、いかなる理由があっても許されるものではなく、いじめを受けた児童に原因や責任を求めることは決してありません。発生したいじめには、関係者の連携のもと早期に対応し、解消を図ります。

児童一人一人が発達段階に応じて、他者を思いやり、望ましい人間関係を自ら築く力を育てることを重視します。また、けんかやふざけ合いなど、表面的には軽微に見える行為であっても、被害が生じている場合は「いじめ」として捉え、見逃さずに対応します。

2 いじめの定義と理解

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

判断にあたっては、表面的・形式的に決めつけることなく、児童の感じる苦痛や周囲の状況を踏まえ、客観的に対応します。本人が被害を否定していても、状況によっては「いじめ」として取り扱います。

(2) いじめの態様

次のような行為はいじめに該当します。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの行為には、刑法に抵触するもの（暴行、脅迫、恐喝、強要、強制わいせつなど）も含まれる場合があります。命や身体への危険が想定される事案は、速やかに警察・関係機関と連携します。

（３）多様性への配慮

学校は、性的マイノリティや多様な文化的背景を持つ児童、被災児童など、特に配慮が必要な児童に対して、特性を踏まえた支援を行い、いじめの対象とならないよう、保護者・関係機関と連携して組織的に対応します。

３ いじめの要因と教育的配慮

いじめは、児童間の複雑な人間関係や集団のあり方、心理的ストレスなど、多様な要因から生じます。主な要因には以下が挙げられます。

- ・過度なストレスや不安を他者への攻撃で解消しようとする
- ・集団内での排除意識や過剰な同調圧力
- ・嫉妬や遊び感覚からの行為
- ・傍観者・観衆による暗黙の容認

いじめは児童の人権を侵害する重大な問題であり、学校・家庭・地域が連携し、児童一人一人が「いじめは許されない」という意識を持つことが必要です。

学校では、分かりやすい授業づくりや児童理解を通じて、自己肯定感や他者尊重の心を育み、誰もが居場所を感じられる集団づくりに努めます。

４ いじめの防止と早期発見

（１）いじめを許さない風土づくり

道徳科をはじめ、すべての教育活動を通して「命の大切さ」「互いを尊重する心」を育てます。児童会や全校集会等で啓発を行い、いじめを見過ごさず、正しい行動をとる意識を養います。

（２）児童理解と自尊感情の育成

一人一人の児童が「自分は大切な存在である」と実感できるよう、授業や学校生活の中で成功体験や役割意識を持てるよう工夫します。

授業では、自分の意見を表現し、他者の考えを受け止める学習活動を充実させます。

（３）早期発見の取組

年２回（５月・１０月）の「いじめ調査」を実施し、児童の状況を把握します。また、日常的な観察、声かけ、個別面談などにより、兆候を早期に発見し、速やかに対応します。

5 いじめへの対応と解消

いじめが確認された場合は、被害児童の安全を最優先とし、加害児童への適切な指導と併せて、学校全体で対応します。

(1) いじめが「解消している」と判断できる状態

以下の2点を満たした場合、「解消」と判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

ただし、重大な被害があった場合は、より長期に見守りを行います。

(2) 継続的な支援

いじめの解消後も再発防止と心のケアを目的として、学校いじめ対策組織による支援を継続します。必要に応じて、スクールカウンセラー等と連携します。

6 組織体制と連携

(1) 校内体制

○生徒指導交流会

2週に1回、全教職員で懸念のある児童について情報を共有する。

○校内いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭等で構成し、必要に応じて開催。重大事案では速やかに協議・対応します。委員会の構成員には、必要に応じてスクールカウンセラーなどの心理・福祉に関する外部専門家の参加を得ます。

(2) 校外との連携

重大事案や校内での解決が困難な場合は、町教育委員会、PTA、関係機関等と連携して対応します。警察や福祉機関との連携体制も整備し、児童の安全を最優先に行動します。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案と認められる場合は、速やかに警察と連携し、被害児童の安全を最優先に対応します。

7 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、「いじめの重大事態」として扱います。

重大事態が発生した場合は、校内いじめ防止対策委員会が中心となり、事実関係の明確化及び再発防止策の検討を行います。また、速やかに町教育委員会に報告し、連携して対応します。

8 基本方針の周知と点検・見直し（PDCAサイクル）

（1）基本方針の周知

基本方針は、学校の教育活動全体を通じて教職員間で共通理解を図ります。

学校ホームページに掲載するとともに、入学説明会やPTA総会等を通じて保護者、地域住民への周知に努めます。

児童に対しても、児童会活動や学級活動などを通じて本方針の趣旨を伝え、いじめを許さない意識の醸成を図ります。

（2）点検・見直し（PDCAサイクル）

基本方針に基づく取組が適切に機能しているかを評価するため、学校いじめ対策組織を中心に、毎年度末に点検・評価を行います。また、必要に応じて基本方針の見直し・改定を行います。

9 家庭・地域との協働

いじめの防止・解消には、家庭や地域社会との協力が不可欠です。家庭では、子どもの小さな変化に気付き、学校と連携しながら支援することが求められます。学校・家庭・地域が一体となり、児童が安心して学べる環境を共に築いていきます。

10 おわりに

いじめは、児童の尊厳を踏みにじる重大な人権問題です。えりも小学校では、いじめを「自分たちの問題」としてとらえ、児童・教職員・保護者・地域が一丸となって、いじめのない学校づくりを進めます。